-	茨城圏央道産業コンプレックス	たい積の規制に関する条例の一	的な間とはいえ、子どもたち
	いて定めた重点	部を改正する条例について	をお預かりする施設でありま
	進区域で、工場敷地に余裕がな	議員 条例の具体的な改正内容	すので、基本的には児童福祉
諸案に対して 溺い幸子諸	い等の理由から、新たな設備投	についてお聞きいたします。	施設の設備基準に準じた施設
員・伊藤悦子議員・金岡寺博議	してい	都市環境部長 主な改正点です	として整備してまいります。
員の3名が質疑を行いました。	場等	が、適用範囲及び許可基準の見	具体的には、現状の床、壁、天
その一部を掲載します。	防止し、市内での再投資を促進	直しです。現行条例では、事業	井及び空調機やトイレなど附
	するため、工場立地法に係る緑	区域の面積が500平方メート	帯設備も撤去した上で、張り
◆議案第1号 龍ケ崎市企業立	地面積率等について、市の条例	ル以上となる場合には条例の適	かえやつけかえをしてまいり
にお	制	用範囲と規定されており、これ	ます。床面積約62平方メート
産業集積の形成及び活性化に関	行うものです。	に該当する事業を行う場合に条	ルで、利用者は20人程度で考
する法律第10条第1項の規定に	工場立地法の規定では、工場	例の許可基準が適用となってお	えております。設備は、子ど
基づく準則を定める条例につい	施設の全体面積の中で、緑地面	りましたので、条例の適用範囲	もたちが自由に過ごせるチャ
τ	積の敷地面積に対する割合を20	の規定を廃止し、面積等に関係	イルドスペースや仕切り付き
議員 今回条例を定める理由、	%以上、環境施設面積の割合を	なく全ての事業を対象とした事	の授乳スペース、子ども用、
この該当地域と割合の変更点に	25%以上設けることと定められ	業基準を設けております。許可	大人用トイレ、洗面台のほ
ついてお聞きします。	ており、今回の条例により、重点	を受けなければならない事業区	か、キッチン、給湯設備など
市民生活部長 地域主権改革に	促進区域内で甲種区域とした都	域の面積は、500平方メート	を予定しております。また、
おいて、平成24年度から全ての	市計画法第8条第1項第1号に	ル以上から300平方メートル	カーテンや壁紙等は不燃材を
市において工場立地法による権	規定されている準工業地域では、	以上に規制を強化するとともに、	使用し、ガラス窓前には手す
限の一部が移譲されました。企	緑地面積の敷地面積に対する割	新たに搬入土量についての基準	り柵を設置し、室内の段差を
業立地の促進等による地域にお	合を現行の20%以上から10%以	を追加しました。300平方	極力なくすなど、子どもたち
ける産業集積の形成及び活性化	上に、環境施設面積の割合を25	メートル未満の事業区域であっ	が安全に待機し、過ごせるよ
に関する法律第7条に基づく地	%以上から15%以上に緩和する	ても搬入土量が300立方メー	う配慮してまいります。
域産業活性化協議会を設置し、	ものです。乙種区域とした工業	-	工事期間は、おおむね4カ
同法第5条に基づき作成した基	専用地域及び市街化調整区域に	許可対象としたところです。	月程度、完了は5月中旬から
本計画の中で、重点促進区域と	ついては、緑地面積の敷地面積		下旬頃を考えております。
示された区域では、自治体が緑	に対する割合を20%以上から5	◆議案第9号 平成27年度龍ケ	工事中の安全対策は、看板
地面積率等の緩和措置を条例に	%以上に、環境施設面積の割合	崎市一般会計補正予算(第3号)	等によりまして、施設周辺を
より定めることができ、当市に	を25%以上から10%以上に緩和	議員 (仮称)駅前こども送迎ス	利用する歩行者などへの注意
おいても、市内に立地する特定	するものです。	テーション改修工事の内容及び	喚起、指導などに努めてまい
工場のうち、産業集積の形成ま		工事期間、安全対策をお聞かせ	ります。
たは産業集積の活性化に関する	◆議案第7号 龍ケ崎市土砂等	ください。	
基本的な計画として作成された	による土地の埋立て、盛土及び	健康福祉部長。この施設は一時	

※賛否が分かれた議案等(網掛けされたもの)に対する議員の態度については、次ページで紹介しています。

議案番号		議 案 件 名	議決結果			
議	第1号	龍ケ崎市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第 10条第1項の規定に基づく準則を定める条例について	賛成多数で可決			
	第2号	龍ケ崎市証人等に対する実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について	全員賛成で可決			
案	第3号	龍ケ崎市税条例等の一部を改正する条例について	賛成多数で可決			

i	義案番号	議 案 件 名	議決結果					
	第4号	龍ケ崎市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につい て	全員賛成で可決					
	第5号	龍ケ崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	賛成多数で可決					
議	第6号	龍ケ崎市介護保険条例の一部を改正する条例について	賛成多数で可決					
	第7号	龍ケ崎市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例の一部を改正す る条例について	全員賛成で可決					
	第8号	龍ケ崎市佐貫駅東駐輪場に係る指定管理者の指定について	全員賛成で可決					
	第9号	平成27年度龍ケ崎市一般会計補正予算(第3号)	賛成多数で可決					
	第10号	平成27年度龍ケ崎市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)	全員賛成で可決					
案	第11号	平成27年度龍ケ崎市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)	全員賛成で可決					
	第12号	平成27年度龍ケ崎市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)	全員賛成で可決					
	第13号	平成27年度龍ケ崎市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)	全員賛成で可決					
	第14号	平成27年度龍ケ崎市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)	全員賛成で可決					
	第15号	平成27年度龍ケ崎市介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)	全員賛成で可決					
	第16号	龍ケ崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の臨時特例に関する条例 の一部を改正する条例について	全員賛成で可決					
諮	第1号	人権擁護委員の推薦について	全員賛成で同意					
問	第2号	人権擁護委員の推薦について	全員賛成で同意					
報	第1号	専決処分の承認を求めることについて (龍ケ崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の臨時特例に関する条 例の一部を改正する条例について)	全員賛成で承認					
	第2号	専決処分の承認を求めることについて(和解に関することについて) [市道に生じた段差が原因による車両破損事故]	全員賛成で承認					
告	第3号	専決処分の承認を求めることについて(和解に関することについて) [除草作業中に小石が飛散したことが原因による車両損傷事故]	全員賛成で承認					

◆◆◆◆ 賛否が分かれた議案等に対する議員の態度 ◆◆◆◆



〇=賛成 ×=反対 欠=欠席

※賛否の態度が異なる議案等(網掛けされたもの)を掲載しています。 ※議長(寺田議員)は採決に加わりません。

		賛召	⑤数									言語	員名	る及び	「賛る	ኇወን	列										
議案 番号	議決 結果	賛 成	反対	金剛寺	伊 藤	岡 部	石 引	久米原	山 宮	深沢	札 野	福 島	山 﨑	後藤(光)	滝 沢	坂 本	糸 賀	椎塚	油原	大 竹	後藤(敦)	寺 田	杉 野	鴻 巣	大 野		
議1	可決	19	2	х	х	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0		
議 3	可決	19	2	х	х	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0		
議5	可決	19	2	х	х	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	0	0		
議6	可決	19	2	х	х	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	_	0	0	0		
議9	可決	19	2	х	х	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	0	0		